

市長記者会見記録

日時：2018年8月2日（木）14時～14時46分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

<内容>

《水道法改正について》

【司会】 お待たせいたしました。ただいまより市長会見を始めます。本日の議題は市政一般となっております。

早速、質疑に入らせていただきますが、進行につきましては、幹事社様、よろしくお願いいたします。

【幹事社】 最初にお聞きしたいんですけども、今国会で継続審議が決まりました水道法改正案というのがございます。秋の臨時国会では、いわゆる水道法改正についてかなり論議が活発になる可能性があるんですけども、水道の民営化、施設運営権の民営化というところで、市長の率直なお気持ちを教えていただきたいんですが。

【市長】 私も詳細にこの法律が、どのような影響が出てくるのかを、不勉強なところがありますけれども、一般論として、やはり水道の課題はすごく多くて、川崎市では耐震管などいろいろ進んでいますけれども、老朽管や耐震管は、全国では、なかなか整備が進んでいないところが多数であって、より広域で取り組むための仕掛けだとか、あるいは民間の力を借りてやっていかないと、全国的に見れば危機的な状況になってきていると認識していますので、この法改正が行われる趣旨というのを、私もしっかり勉強させていただきたいと思っています。

【幹事社】 ありがとうございます。

《等々力夏まつりイベントの中止について》

【幹事社】 まず、やわらかい話からなんですけれども、先月末に等々力競技場で予定されていたSHISHAMOのコンサートなんですけど、市の幹部職員の方も視察に何人か入ったりするなど、多分いろいろ、あそこの用途の可能性の拡大という意味で、かなり期待していたイベントでもあったかと思います。中止になってのご感想などをお伺いしたい。

【市長】 台風で中止になったことは、とても残念でありました。多くの関係者が、

もう2年近く掛けて相当準備していましたが、かなり多くの方が県外から川崎に来てくださる予定で、もう既に相当な方がいらっしやっていたということで、シティブロモーション的にも非常に大事なイベントでした。一昨日かな、SHISHAMOのメンバーが挨拶に来られましたけれども。

【幹事社】 ああ、そうですか。

【市長】 非常に残念がっていて、地元の方たちも、中原の等々力周辺の人たちも非常に残念がっていたということで、まあ、本当に残念でしたね。

《教育委員会における後援手続について①》

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。

あとは、ちょっと報道ベースの話とは申し上げませんが、教育委員会の名義後援を外した、取り消した件でお伺いします。

教育科学学会という、教職員や保護者でつくっている全国組織が、8月10日から12日まで、市内の中原のほうで全国大会を開くと。この件に関しては、市教育委員会が後援をしていた、いわゆる名義後援をしていたという事案に対して、一部報道を契機としたのか、ちょっと私は存じ上げませんが、その後、名義後援を取り消すという判断をなさったというふう取材でもお伺いしました。この取り消しに至る経緯なんですけれども、取り消した判断というのは妥当だったとお考えなんですか。

【市長】 教育委員会から報告を受けていますけれども、記載されている書類の内容を見る限り、それは政治的中立性を欠くということで後援を取り消したというのは、妥当な判断だと私も思いました。

【幹事社】 前後して、ちょっとずるい言い方になっちゃうんですが、この教育科学学会という組織は、もともと憲法を守って教育基本法の理念を実現する団体として、長年、戦後ずっと活動してきている団体で、過去の教育基本法の改正等に対しては、反対の活動も表立ってしている団体であります。

そういうところが憲法問題を取り上げるとなると、必然、憲法改正のことも絡んでくるというのは、名義後援の申請があった段階では十二分に想定される団体かと思うんですけれども、それを、最初に申請が出された段階ではわからなかったから、その後取り消すという判断というのは、ちょっといかがなものかと思うんですけれども、事前の確認なりというのは、どうされているんでしょうか。

【市長】 事前の電話なり書類面でのやり取りは、していたと報告を受けています。今回の報告があったときに、いや、もっと過去の資料とかを読み取ってれば予見で

きたのでは、という話は、私からもしました。

今回の、いわゆる集会の事前のやり取りでは、憲法改正阻止という形では、記載はされていなかったため、最初の段階では妥当ではないかと判断をしたということでありましたけれども、しっかりとしたパンフレットができた状態の記載を見たら、それが違っていたということです。

ただ、先ほど申し上げたように、もう少し事前に予見できたんじゃないか、もう少し慎重に手続を進めるべきではなかったかということは、教育委員会にお話しました。

【幹事社】 わかりました。ちょっと個人的な意見に近くて、つぶやきに近いかと思うんですが、要は10日にある教育フォーラムで、教育フォーラムの題名が「憲法9条『改正』阻止、平和と人権を考える」等々と書かれていて、担当部局の方を責めるつもりはないんですけれども、取り消しを決めた日には、特段、先方と直接やり取りしていないけれども、この文言を見て判断したとおっしゃっていて、限りなく、かぎ括弧の中で「改正」と書いているから、改正のことを何かやるんだろうとは思いますが、直接先方もやり取りしないで判断するというのは、いかがなものかと私は思って取材していたんですが、ちゃんと先方に趣旨、その後も確認されているんでしょうか。

【市長】 いや、細かいことは、教育委員会に聞いていただけますでしょうか。

《とどろきアリーナでのイスラエル企業のイベントについて①》

【幹事社】 わかりました。

あと、もう一点。8月下旬、二十……、ごめんなさい、ちょっと日付、忘れました。下旬にとどろきアリーナで、私も横文字、弱いんですけど、ISDEF、何かイスラエルの軍事産業会社がとどろきアリーナで、いわゆるセキュリティビジネスの見本市を開くと。それに関して、市が使用許可を出して開くというイベントがございます。市民団体の方が市に対して、これ、いかがなものか。要は、平和都市宣言をしている市が、このような軍事産業の見本市に施設を貸すというのは、市のこれまで歩んできた理念に反する行為であるという批判をしております。先ほどスポーツ室のほうに、そういう利用の不許可を求めるという申し入れもされました。

市長の手元に入っている情報として、まずこの月末のイベントがどのような性格のイベントだと捉えていらっしゃるのか。それと、この使用許可をしたのが適正であるとお考えになっているのか、この2点をお伺いしたい。

【市長】 イベントの概要、趣旨というのは、2020年東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする大規模イベント等の安全対策について、企業がブースを出展して製品を紹介することを目的としたイベントだと聞いていて、要は安全対策についての製品を、招待したお客に展示するイベントだと。何の問題もないと認識しています。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。

幹事社からは以上です。質問ある人はどうぞ。

《教育委員会における後援手続について②》

【市長】 はい、どうぞ。

【記者】 先ほどの教育科学研究会の話で、ちょっと繰り返になってしまう部分もあるんですけども、今回、教育委員会さんのほうでは、外部からの指摘があって、その判断をするということで、もう一回精査したところ、中立性を欠くと判断して取り下げるという経緯があったようなんですけども、もしその指摘がなければ、おそらくそのまま開催に至って、後援しているということになるんですけども、その大会自体が中立性を欠くかどうかという話はさておき、教育委員会さんが中立性を欠いている大会を後援しているという事実に至った場合に、それは教育委員会さんの定める規則に、後援しないという規則に反しているということがあるだけにとどまらず、市民からの信頼を損ねる可能性もあります。そういったことについて、市長はどういった見解をお持ちなのかというのをお尋ねします。

【市長】 少なくとも、1回、後援という名義を出した相手に、どのような方であろうと、それを取り消すということは大変ご迷惑を掛ける話でありますので、そういったことが起きていること自体が非常に遺憾だと思います。

ただ、どういう経過であれ、いわゆる要綱で定めているものに適するか適さないのかというのはしっかり判断して、その要綱に逸脱することがないように判断すべきものだと思います。

【記者】 ちょっと調べた話だと、今回、教育委員会さんのほうから、取り下げに関して一方的に取り下げますということの通達が1点で、教科研さんのほうでも、その文書を受け取って、あ、そうなんだということを知ったという経緯があるようなんですけども、その対応が、ちょっと先ほども、重複しているかもしれないんですけども、妥当だったのかというところが疑問に思うところと、あと、それを受けて、教科研さんのほうでは、例えば今後、ちょっとこのやり方はどうなのという異議申し立

てが市のほうにあった場合、その対応というのは考えておられるのでしょうか。

【市長】 ちょっと細かいですね。教育委員会とのやり取りは、教育委員会にお尋ねいただきたいと思います。

今後の話については、どういうことになるのかはわかりませんので、その段階で教育委員会としても判断していくものだと思います。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

《障害児通所支援事業者の処分について》

【記者】 先ほど報道発表資料が投げ込まれたんですけれども、麻生区の児童発達支援室で、児童の発達支援の管理責任者を置かずに、いないのにいると偽って給付金など、およそ5,600万円を不正に受給していたということがありまして、これ、似たようなケースが今年の4月にも南部地域療育センターであったと思うんですけれども、こういったケースが続いているところでの市長の所感であったり、こういったことを思われているのかというのを教えてもらってよろしいですか。

【市長】 基本的には、こういう話というのは性善説というか、不正請求してくるということはもともと考えていない中でしっかり監査をやると。監査指導体制というのをこれまでも強化してきたと思います。その中で、こういった不正が見つかって大変遺憾だと思えますが、やはり市民の皆さんに、こういった、不正に請求されて（税が）無駄に使われるようなことがこれからもないように、しっかりと監査体制というのはしていかなくちゃいけないと考えています。

【記者】 管理責任者を置かずに不正にお金を請求するというケース、前も同様のケースだったと思うんですけれども、これが、ある種お金をくすねる一つの手口になっているんじゃないかと、ちょっと疑いがあると思うんですけれども、この点について、市長はどのようにお考えですか。

【市長】 今回の場合は、たしか非常に悪質なケースだったと理解しています。一方で、年度替わりだとかに、悪質性のない、手続をする段階でちょっと間違えてしまったということはあるように聞いています。よりこういったケースというのを指導徹底していかないといけないなと思います。本当に悪質なケースは、しっかり厳しく、今回のケースもそうですけれども対処していきたいと思います。

【記者】 最後に1点だけ。今回、ここの上麻生の支援室が9月から営業を停止するわけじゃないですか。そこを利用していた方々が、路頭に迷うじゃないですけど、これからどこにしようかみたいなどころから、9月までに（処分された事業所で）いろ

いろ斡旋なり、紹介するみたいなことはおっしゃっていたんですけども、こういった市民に対してすごく迷惑を掛けてしまったということに関して、どのようにお考えでしょうか。

【市長】 市民に迷惑を掛けてしまった？

【記者】 市民というか、利用者の方々に迷惑を掛けてしまっているということに、その現状に関しては。

【市長】 それは、事業者の責任として大変遺憾なことだと思います。こういった悪質なことをやる事業者が、そもそも福祉をやっている事業者がやるのかという、ちょっと信じられない話ですけど。厳しくこれからも監査体制を敷いて、不正があればしっかりと指導、処分していくということになると思います。

【記者】 ありがとうございます。

【幹事社】 これに関連してなんですけれども、上麻生の児童発達支援室が、2015年の1月の開設時から児発管を置いていないにもかかわらず、開設時から不正請求をしていた。ここの部分というのは非常に大きな問題だと思うんです。いわゆる、もう最初から不正請求ありきということになるやに思われる部分があるんですけども、これを機にほかの事業所の一斉監査とか、年に1回とかのチェックではなくて、一斉監査するようなお考えはないのでしょうか。

【市長】 基本的に、定期監査をしっかりとやっています。特に、監査体制も強化していますが、それほど人員も含めて、やれるだけのマンパワーをどれだけそぐのかというのは、それは圧倒的の大多数の、こういった例外以外はしっかりとやっていただいていると思いますので、しっかりと注意喚起、手続的なミスも含めてないように、事業所の皆さんにはしっかりと伝えていくことはしたいと思いますが、これを受けて特別に一斉監査ということは考えておりません。

【幹事社】 ありがとうございます。

《教育委員会における後援手続について③》

【記者】 教科研の例の後援の取り消しのことで、先ほど市教委の判断は妥当だと私も思ったということなので、要綱に抵触している、政治的中立性が脅かされるという判断が妥当だというふうには、市長はどのような点からそういうふうに思われたのか。

【市長】 あの記載を見ると、それは内容が、行ってみないとどんな内容が話されるかわからないというのはあるかもしれませんが、しかしあの記載を見れば、憲法改正阻止なんだなという、これは極めて政治的な話で憲法改正推進というふうにも書いても、

これも政治的中立性を欠いていると思いますし、どちらにとっても、どの立場であっても、あれはやっぱり中立性を欠く表現、記載ではないかと思います。

【記者】 やはり「憲法改正阻止」という文言が政治的な中立性を欠くというのは、すいません、そこ、もうちょっと詳しく説明いただけますか。

【市長】 逆に、もう少し言っていていただいてもいいですか。

【記者】 要するに、憲法改正を阻止するかどうかということ、阻止したいかしたくないかということは、政治的な中立性が脅かされるというふうに市長はお考えになるということでしょうか。

【市長】 そうですね、憲法……。

【記者】 政治的に中立ではないということでしょうか。

【市長】 憲法改正阻止ということが、政治的中立性を欠くのではないかと思います。

【記者】 それは、要するに、言われているように、憲法改正したい方々と、改正をさせたくない方との間で意見が分かれているという状況を見て、どちらか一方の側から議論するというのは政治的に中立ではないと、そういうロジックでしょうか。

【市長】 憲法について議論しましょうというのは、何の問題もないと思いますが、「憲法改正阻止」という文言、表現は、中立的だと逆に思いますかと。私は、思いませんということです。

【記者】 なるほど、わかりました。

もう一点が、先ほどから出ているように、後援をした上で取り消すと。その団体の方に聞いたところ、これまで後援をされないことはあったけれども、後援を取り消されたことは初めてだとおっしゃっていて、後援しないという、この団体は政治的に中立ではないから後援はしませんよねということ以上に、一度出した申請を、よくよく調べたら、この団体は政治的に中立ではないから取り消しますというのは、ある意味強烈なレッテル貼り、この団体は偏っていますというレッテル貼りにもつながるわけで、初めから後援しないのよりも、さらに一段階強いレッテル貼りのようにもとれるんですが、そういった意味で、今回の後援の取り消しということについて、それが妥当な判断をしたという……。

【市長】 まあ、妥当と私申し上げましたけれども、先ほど言ったように、こういった、後援を一度しておいて、それを外すというのは大変ご迷惑を掛けているということとは間違いないです。

その上で、どういう経緯をたどってでも、それが要綱に合わないのであれば、それに正していくというのが、これが正しい考え方だと思います。

【記者】 もちろん、最終的に要綱の基準を満たさないというのがはっきりしていたので取り消したという判断、それ自体をどうこう言うつもりもないんですが、結局そこに至るまでの過程が、外部の指摘を受けて、それを参考にしているいろいろな情報を改めて集めてみたところ、そういう判断に至ったと。これは、ある意味では、一度出した市の判断に対して、外部からそういう指摘なり意見なりをもらった上で、要するに市の判断が変わったという前例にもなりかねない。そういう意味では、今回の経過についてはどういうふうに振り返っておられますか。

【市長】 外部であれ内部であれ、決めている要綱に合わないということであれば、それはその時点で修正していく考え方というのは必要だと思います。

先ほど（の話に）ちょっと戻りますけれども、団体へのレッテル貼りではないと思います。いわゆる今回の開催の事業に対するですよね。ですから、団体についてだめだ、後援できないと言っているわけではないということ、質問とのやり取りでそこがあってはいけないので言わせていただきたいと思います。

【記者】 先ほどの中立性云々という話なんですけど、この話題はちよくちよく他の自治体でも話題にはなるんですが、結局、地方自治体は政治的などちらかの側に立って物事を進めるべきではないという、そのご判断自体は真っ当なものだと思うんですが、結局議論自体を応援するというか、そういうスタンスは変わらないということではないんですよね。

【市長】 議論自体？

【記者】 要するに、憲法改正を阻止するにしろ、推進するにしても、その取り組み自体を応援するつもりはあるということなんですよね。

【市長】 憲法の議論をすること自体ですか。

【記者】 そうです。

【市長】 私は、かねがねこの場でも言っていますが、憲法のことについて大いに議論すべきだと思っていますので、それは誰かがというか、私たち一人一人がしっかりと議論して、考えていくべき話だと思いますね。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【記者】 関連してですけど、今回、取り消したということになっていますけれども、そもそも後援の申請があったものに対して、それを承諾しない、今回は取り消したということですけども、承諾しなかったり取り消すということが、大変異例なことだというご認識はありますか。

【市長】 一度後援を出したものを取り消すというのは、普通あることではあまりな

いと思います。

【記者】 その以前の段階として、承認をしない、申請があったものについて承認をしないということが、異例であるということの認識はありますか。

【市長】 いや、それはわかりません。それぞれの……。今回のケースですか。

【記者】 いや、年間様々なですね、後援の依頼ってありますよね。

【市長】 依頼、来ます。

【記者】 それを受けた、後援の申請があったものに対して、これは後援できませんというふうに判断するケースが異例かどうか。

【市長】 全く異例ではありません。普通に後援しないということは、ものすごくたくさんあります。

【記者】 教育委員会の指導課に聞いたら、年間100件以上、指導課が扱うものだけで、後援の申請があるそうです。過去5年間、不申請というふうなものは……。

【市長】 不申請？

【記者】 ああ、不承諾、というケースはゼロです。

【市長】 そうですかね。教育委員会で、そうなのかね。もうちょっと下話の段階でやっているんじゃないですか。ちょっとそのあたりは教育委員会と確認したいと思いますが、川崎市に名義後援を求めてきているもので、たくさんありますよ。だけど、適さないねというのはしょっちゅうありますよ。

【記者】 指導課で受けているものは、異例なんですか、指導課の対応というのは。

【市長】 それはわかりません。教育委員会に聞いてください。

【記者】 はい、その辺も。

【市長】 はい。

【記者】 その中立性の話ですけれども、そうすると、今回、「阻止」という文言をうたっていることが基準に抵触するということですが、そうすると、ちょっと繰り返しになっちゃうかもしれないんですが、憲法の改正を推進するためにはとかというテーマがうたわれていた場合は、それもこの基準に抵触をして後援はできないということになるのでしょうか。

【市長】 いや、それは教育委員会に聞いてください。要綱を、どのように運営をするかは。

【記者】 いやいや、考え方を聞いているんですけれども。

【市長】 どの文言がどこに抵触してという話をここで一言ずつやっていくという話ですか。

【記者】 だから、政治的な中立性というものをどういうふうに考えているのかという
ことをお伺いしたいので一例を挙げたんです。おっしゃるように、そういうことを
言っていくと、何かしらの考えをどこかに、パンフレットの一部にうたったら、それ
が抵触して後援をされないというケースがいろんなところに出てきちゃうと思うんで
すね。

【市長】 あるんじゃないですかね。

【記者】 それは、市長がおっしゃるように、いろんな議論を皆さん一人一人が大い
にやるというふうなことに反するのではないのかなというふうに考えるんですが、い
かがでしょうか。

【市長】 全くそうは思いません。

【記者】 政治的な中立性ということが一つ理由として、今回判断にです、中立性
を欠くというふうなことが理由に挙げられていますけれども、そもそも政治的な中立
性、とりわけ教育における政治的な中立性というのは、何も何かの主張を、主義主張
を唱えることを行政がそれを制限することではなくて、むしろ逆で、自由な議論とい
うものを、権力の介入を受けない形で奨励していくというのが教育行政の立場じゃな
いかというふうに指摘する方もいらっしゃいますけれども、そういう考え方について
どうお考えになりますか。

【市長】 ちょっとよく質問が理解できませんが。

【記者】 政治的な中立性ということの意味です。教育行政は、権力からの不当な介
入、あるいは不当な支配というものを受けるものであってはいけないというのが大前
提としてあって、その政治的な中立性を保たなければいけないというのは、そのこと
を指しているわけです。

したがって、教育行政が一番守らなければいけないのは自由な意見表明、自由な議
論、そういうものをむしろ奨励していくということが。

【市長】 それは、ちょっと逆に返すと、憲法断固阻止だということにも後援しろ、
憲法改正を断固進めろということにも、全部に後援を出せと、それが中立性だとい
うお話ですか。

【記者】 そうです。例えば、それが人権を毀損するとか、差別を扇動するとか、そ
ういうものであれば、それはまた話は別ですよ。しかし、政治的な、社会的な問題に
ついてね、議論するということは、いずれのスタンスであったって、どんなスタンス
であったって奨励していくということが求められているんだと思っています。それは、
先ほど市長がおっしゃった憲法改正の議論についても、皆さん同様にやっていきまし

ようということにもつながっていくと思うんですけども。

【市長】 うーん……。ちょっと考え方が違いますねという以外にコメントしようがない。

【記者】 そうすると、市長は政治的なスタンスを表明することというものが、政治的中立にかかわるものであるというふうな、そこにかかわってくるものだと考えているということですかね。

【市長】 え？ うん？

【記者】 何か政治的なスタンスを表明すれば、それは政治的な中立というところの尺度からすれば、そこに外れてしまうということになるんですか。

【市長】 今回のケースで言えば、憲法改正阻止という記述があるものに対して、教育委員会が政治的中立性を欠くと判断して後援を取り消したということについては、私は妥当だと思います。

【記者】 同じ考え方という、教育委員会と考えは同じだということによろしいですね。

【市長】 はい。教育委員会と考え方は同じというか、何ていうんですかね。先ほど言ったように、一度後援して、それが（取消しとなる）というのは普通起こる話ではないので、もっと事前に、ちゃんと資料をもらって精査してという慎重な審査というのをやるべきであったと私は思いますし、その話は教育委員会にも伝えました。

【記者】 ちょっと細かいやり取りなので聞いてはいないかもしれませんが、詳しい内容を市教委のほうで把握して、その後にはこれはどういう内容なのかということ、細かい内容を教科研のほうに問い合わせをしているわけですね。

【市長】 ちょっと細かい話は、ぜひ教育委員会に聞いてください。

【記者】 もちろん教育委員会にも聞いていますけれども、その中で、そのメールで返答があったものについては、これは決して一方的な立場から、何か子供たちに教育の場で何か考えを押しつけるようなものではなくて、子供たちが多様な意見を表明するためには、どういう教育のあり方があるんだろうかということ議論するため、話し合いのための場なんだという返答があったわけです。

それでもなお、これは政治的に、一方的に特定の主義主張をうたっているものだというふうに判断したという、その判断のあり方について、これは妥当ですかね。要は、文言について詳しい内容、聞き取りをして、それは必ずしもその文言に書かれているようなことではありませんというふうな返答があった上で、なおこれは政治的中立性を欠くというふうに判断されているんですけど。

【市長】 文言が書かれていないのであれば、違う表現が書いてあるのであればわかるんですけど、まだ。「阻止」って書いてあって、その内容はやりませんと言ったって、後援内容とお題目が違うじゃないかという話になるじゃないですか。

【記者】 それは、主催者のほうも誤解を与える表現だったとして、書き換える余地というものはあったと言っているわけですね。そのやり取りも欠いたまま今回は取り消したというふうな返事が来てしまった。それを指して、今、一方的な……。

【市長】 そのあたりの細かいやり取りは、私は聞いておりませんので、ちょっとコメントできないですね。

【記者】 そういうやり取りがあったと聞いても、ちょっと今のところ、コメントはできないですか。

【市長】 まず、教育委員会からそこまでの細かい、どういうメールが来たとか電話があったとか、どの資料に基づいてという話は受けていませんので、妥当であったのか、妥当でないのかというコメントをできる状況ではありません。

【記者】 そうすると、妥当だったという先ほどの……。

【市長】 だから、今の質問のことだけについて言えばですよ。

【記者】 そういう細かい経緯もわからないで、把握されていないわけですよ。そこまでの報告を受けていない段階で、先ほど冒頭に、この判断は妥当だったというふうにおっしゃったわけですけど。

【市長】 はい。

【記者】 それは、もう一度、妥当かどうかについて、教育委員会から細かい……。

【市長】 いや、妥当でしょう、どう考えたって。「憲法改正阻止」って書いてある後援をするというのは、要綱で持っているものに反している、だから後援を取り消すという判断は、私は妥当だと思っています。以上です。

《とどろきアリーナでのイスラエル企業のイベントについて②》

【記者】 で、すいません、今度、とどろきアリーナのイスラエルの展示会のことについてですけども、市民団体の方は、テロ対策や安全対策の装備であっても、これが軍事、あるいは武器と一体となっている装備なんだというものを、やはり市の施設を使って展示するということについては疑問を持っているし、抵抗を持っているということですよ。

武器とは何かということの見方の部分になってきますけれども、セキュリティー対策、テロ対策のものが、これが軍事につながっていて、イスラエルの現場でそれが使

われているという見方については、どういうふうに思われますか。

【市長】 まず、原則、こういった施設は、申請があればその使用の規定、ルールというものに反しない限り貸し出すということになっています。とどろきアリーナ条例にも、いわゆる危険物の持ち込みはだめですよとなっています。ですから、例えば武器という話になってしまうと、これはできませんよ、入れませんよということになります。それは、団体とも確認して、そういったものはございませんという確認をさせてもらっていると。ですから、お貸し出しする。当然の話です。

【記者】 条例の中にいろいろあって、設置の目的としてスポーツの振興と文化の向上ということがうたわれていますけれども、そこには抵触はしないですか。

【市長】 どこに抵触するんですか。

【記者】 この展示されるものがですね、軍事につながっているものだというふうな。

【市長】 そうなんですか。

【記者】 その見方について、どういうふうに思われますか。

【市長】 いや……。

【記者】 質問をしているんです。

【市長】 全く問題ないでしょう。基本、お貸し出しする、ルールに反しない限り。そして、例えば武器というものを展示しない、持ち込まない。全く問題ありません。

【記者】 では、一体どんな企業が出展をして、展示内容がどういうふうになっているかというのは、どういうふうに把握されていますか。

【市長】 それは、ものすごく恐ろしい世界ですけど、この企業は何かを売っているからだめだみたいな話というのは、ものすごいレッテル貼りで、それに公の施設を貸さないとか言い始めると、とんでもない恐ろしい社会ですけどね。

【記者】 企業の名前ももちろんそうですけど、その細かい内容については、まだ主催者の方からは上がってきていないはずですけども、どういうふうに把握されていますか。

【市長】 基本的には、やり取りをして、問題ないと聞いています。

【記者】 それは、どこでどう判断をされているんですか、問題ないという判断は。何を根拠に。

【市長】 担当部局のところでしっかりやっています。

【記者】 細かい出展内容については、3日に……。

【市長】 私が全部把握するんですか、出展内容とか。

【記者】 だって、最終的な判断の責任者は市長ですよ。

【市長】　そうですよ。しかし、全てのことを私が。

【記者】　だから、それはいろんな事業があって市長のところまで届かないケースもありますけれども、やはり市民のほうからこれだけ不安の声が上がっているとか、市として重要性を認識すれば、それは市長が当然判断にかかわるといえるか、それはどういうふうにして……。

【市長】　先ほどから申し上げているとおり、原則お貸し出しするルールがあって、それに従う限りお貸し出しする。何の問題もありません。

【記者】　市民のほうからは、例えば市が核兵器廃絶平和都市宣言をしている、あるいは市がうたっている多文化共生の理念に反するのではないかというふうな指摘があるわけです。今日そういうふうな要求書も提出されていますけれども。それに反する、あるいは反するものではないというふうな考えるのであれば、それはそういう見解をおっしゃっていただいてもいいですか。

【市長】　核兵器廃絶（平和）都市宣言とこの話が、何の関係があるのでしょうか。

【記者】　平和都市をうたっているわけですね。

【市長】　平和都市にこのイベントが何に反するのでしょうか。

【記者】　だから、それは市民の方が、それはつながっているものではない、平和を脅かすものではないかというふうなことを感じて、市に訴えているわけですね、重なる……。

【市長】　その辺はしっかりと説明させていただきたいと思います。まず、先ほど申し上げているとおり、どなたに対しても、ルールに反しない限りしっかりとお貸しする、以上です。

《川崎市人権施策推進協議会の運営について》

【記者】　それと、すいません、もう一点ですが、ヘイトスピーチの6月3日の集会に絡んで、先日の人権施策推進協議会、6月3日の後の最初に行われた人権施策推進協議会ですけれども、そこへの市側からの6月3日のヘイト集会についての報告がなされましたけれども、これが非公開で行われました。この判断は妥当だったと思いますか。

【市長】　最初に、私が説明を受けているのは、6月3日のことについて、かなり具体的な内容で質問をしたいというお話があったので、これは個人情報を含めて様々なことが含まれるので、非公開という形で事前にお話ししていたようです。しかし、実際には、それほど質問も出さずということで聞いていまして、内容から考えると、非公

開でなくてもよかったなど。それはあくまでも事後の話です。ですから、今後、公開の方向で調整を進めていると聞いています。

【記者】 少なくとも、その回は非公開になってしまったわけですがけれども、市長もこれまでの話でいろいろ強調されていますけれども、公平性とか透明性というものを担保するためにも、原則公開ということをお考えになられているということでしょうか。

【市長】 はい。基本的には原則公開です。それは当たり前です。ただ、これは個人情報扱われるような話になれば非公開にすると、それはルールがあって、それに従ってしっかりやるということです。ですから、今回の話も、事後でありますけれども、公開できる内容であるならば公開するということです。

【記者】 そういう意味では、原則は公開であってね、個人の情報にかかわる部分を避ける形で、いろんなやり方があると思うんですよ。少なくとも、はなから非公開にするということは、あんまり考えていないということでしょうか。

【市長】 いや、もちろんだから案件によってですよ。原則公開ですよ。

【記者】 公開にしながら…。

【市長】 原則公開のルールは当たり前です。その中で、取り扱う内容によって非公開にするというのは、これは当たり前の話なので。ですから、何度も繰り返しますが、原則公開です。当たり前です。

【記者】 そういう意味では、今回、じゃあ、最初のね、人権協議会で非公開にしたということについては、これはイレギュラーだったというふうにお考えですか。

【市長】 イレギュラーというか、それが普通。個人情報にわたる詳細な話が出てくることが既に予測されていた、そういう話をしたいという会長さんの意向もあったようです。ですから非公開にしたと。そうではないと、いわゆる個人情報に触れますから。

【記者】 それは、やり取りの中で、そこの回答については、例えばそういう質問が出たら、そういう回答については、個人のプライバシーにかかわるので回答はできませんという会の運営のやり方だってあるわけですよ。実際、今週行われた専門部会では、そういうやり方をとっているわけで、そういう意味では最初の判断、非公開にしたという判断については、妥当だったんですか。

【市長】 何度も言っても同じ答えにしかならないので、同じお答えです。

【幹事社】 他の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

【市長】 はい、ありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして、市長会見を終了といたします。ありがとうございました。

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355